

令和5年度介護サービス事業者説明会（集団指導）【訪問看護（介護予防含む）】

正 答

確認問題1（必須）

高齢者虐待について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 身体を叩く、蹴る等の暴力行為はもちろんのこと、暴言や罵声を浴びせる等の「言葉の暴力」も虐待に該当する。
- B 令和3年度制度改正により新たに義務付けられることとなった虐待防止のための措置（虐待防止のための委員会の開催や指針の整備など）は、従業員がごく少数である小規模事業所は行わなくてよい。
- C 事業所内で虐待が疑われる事案を発見した場合は、必ず市町村に通報しなければならない。

誤っている説明 B

【解説】

虐待防止のための措置は、従業員がごく少数の小規模事業所も行わなくてはなりません。（運営基準資料 P8）

確認問題2（必須）

介護保険に関する届出等について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 事業所が同一中核市にのみ所在する場合、業務管理体制の整備に関する届出の提出先は都道府県である。
- B 年度途中で新たに処遇改善に関する加算を取得する場合は、算定開始月の2か月前の末日までに市に計画書等を提出する必要がある。
- C 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、加算を算定しようとする前月の15日までに市に提出する必要がある。

誤っている説明 A

【解説】

事業所が同一中核市にのみ所在する場合、業務管理体制の整備に関する届出の提出先は当該中核市です。（人員基準資料 P7）

確認問題3（必須）

令和3年度運営基準改正事項について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 事業者は、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、業務継続計画の策定、従業員への周知、研修・訓練の実施及び担当者を置く措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）
- B 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施の措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）
- C 事業者は、虐待の発生・再発を防止するため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を置く措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）

誤っている説明 A

【解説】

業務継続計画の策定に伴い事業者が講じなければならない措置には、①計画について従業員へ周知すること、②定期的な研修及び訓練（シミュレーション）を実施すること、③定期的に計画を見直し、必要に応じて計画を変更することなどがありますが、担当者を置くことまでは基準上求められていません。（運営基準資料 P4）

確認問題4（必須）

介護報酬の算定について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 20分未満の訪問看護は、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合に算定できる。
- B 特別管理加算について、1人の利用者に対し1か所の事業所に限り算定できるが、2か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合は、その分配は事業所相互の合議に委ねられる。
- C ターミナルケア加算について、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合は、ターミナルケアを最後に行った日の属する月に算定する。

誤っている説明 C

【解説】

ターミナルケア加算は在宅で逝去した利用者の死亡月に算定するものなので、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合も、死亡月に算定します。（介護報酬資料 P42）